

広島県訓令第十一号

本 庁
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総務部長」を「総務局長」に改める。

第一条の二第一項中「規定により、」の下に「危機管理監の事務を担当する副知事及び」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 会計管理者
 - 二 危機管理監
 - 三 総務局長
 - 四 企画振興局長
 - 五 環境県民局長
 - 六 健康福祉局長
 - 七 商工労働局長
 - 八 農林水産局長
 - 九 土木局長
 - 十 都市局長
 - 十一 企業局長
- 第一条の二第二項各号を次のように改める。
- 一 危機管理監
 - 二 会計管理部会計総務課長
 - 三 危機管理監危機管理課長
 - 四 総務局総務管理部総務課長
 - 五 企画振興局政策企画部分権改革課長
 - 六 環境県民局総務管理部環境県民総務課長
 - 七 健康福祉局総務管理部健康福祉総務課企画室長
 - 八 商工労働局総務管理部商工労働総務課長
 - 九 農林水産局総務管理部農林水産総務課企画室長
 - 十 土木局総務管理部土木総務課長
 - 十一 土木局土木整備部土木整備管理課長
 - 十二 都市局都市事業管理課長

十三 企業局企業総務課長

第一条の三第一項各号を次のように改める。

- 一 会計管理者
- 二 危機管理監
- 三 総務局長
- 四 企画振興局長
- 五 環境県民局長
- 六 健康福祉局長
- 七 商工労働局長
- 八 農林水産局長
- 九 土木局長
- 十 都市局長
- 十一 企業局長

第一条の三第二項中「県民生活部の」を「危機管理監の」に改め、同条第三項中「県民生活部の」を「危機管理監の」に、「県民生活部長」を「危機管理監」に改める。

第二条第一項中「県民生活部の」を「危機管理監の」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 危機管理監
- 二 総務局長
- 三 企画振興局長
- 四 環境県民局長
- 五 健康福祉局長
- 六 商工労働局長
- 七 農林水産局長
- 八 土木局長
- 九 都市局長

第二条第二項各号を次のように改める。

- 一 危機管理監危機管理課長
- 二 危機管理監消防保安課長
- 三 総務局総務管理部人事課長
- 四 企画振興局地域振興部地域政策課交通対策室長
- 五 環境県民局環境部環境保全課長
- 六 健康福祉局保健医療部医務課長
- 七 健康福祉局保健医療部薬務課長
- 八 商工労働局総務管理部商工労働総務課長
- 九 農林水産局農水産振興部水産課漁港漁場整備室長

- 十 土木局空港港湾部港湾管理課長
- 十一 都市局都市事業管理課長

第三条第一項中「県民生活部」を「環境県民局」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 環境県民局長
- 二 健康福祉局長
- 三 土木局長
- 四 都市局長

第三条第二項各号を次のように改める。

- 一 環境県民局交通安全対策室長
- 二 健康福祉局保健医療部医療政策課長
- 三 土木局土木整備部道路整備課長
- 四 都市局都市企画課長

第五条各号を次のように改める。

- 一 健康福祉局長
- 二 商工労働局長
- 三 土木局長

第八条第一項中「県民生活部長」を「環境県民局長」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

- 一 総務局総務管理部総務課長
- 二 環境県民局総務管理部県民活動課長
- 三 健康福祉局総務管理子ども家庭課児童虐待防止・DV対策室長
- 四 健康福祉局保健医療部健康対策課健康増進室長
- 五 健康福祉局保健医療部生活衛生課長
- 六 健康福祉局保健医療部薬務課長
- 七 健康福祉局社会福祉部障害者支援課長
- 八 商工労働局総務管理部労働福祉課長
- 九 農林水産局農水産振興部農業経営課長
- 十 広島子ども家庭センター所長

第九条中「福祉保健部総務管理局長」を「健康福祉局保健医療部長」に改める。
第十条から第十二条までを次のように改める。

(広島県後期高齢者医療審査会の委員の任命)

第十条 健康福祉局保健医療部長の職にある者を高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百三十条において準用する国民健康保険法第九十三条第一項に規定する広島県後期高齢者医療審査会の委員として任命する。

(広島県医療審議会の委員の任命)

第十一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の十七第一項の規定により、健康福祉局長の職にある者を広島県医療審議会の委員として任命する。

第十二条 削除

第十三条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 健康福祉局保健医療部医務課長
 - 二 健康福祉局保健医療部健康対策課長
- 第十四条各号を次のように改める。

- 一 健康福祉局長
 - 二 健康福祉局保健医療部医務課長
- 第十五条各号を次のように改める。

- 一 健康福祉局保健医療部生活衛生課食品衛生室長
- 二 健康福祉局保健医療部生活衛生課の生活衛生に係るリーダー業務に従事する者
- 三 健康福祉局保健医療部生活衛生課の乳肉水産に係るリーダー業務に従事する者
- 四 健康福祉局保健医療部生活衛生課の食品衛生に係るリーダー業務に従事する者

- 第十八条各号を次のように改める。
- 一 健康福祉局保健医療部生活衛生課長
 - 二 健康福祉局保健医療部生活衛生課の生活衛生に係るリーダー業務に従事する者
- 第二十条各号を次のように改める。

一 健康福祉局保健医療部健康対策課健康増進室長

二 健康福祉局保健医療部生活衛生課の食品衛生に係るリーダー業務に従事する者

第二十一条第一項中「福祉保健部長」を「健康福祉局長」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

- 一 環境県民局総務管理部消費生活課長
 - 二 健康福祉局保健医療部医務課長
 - 三 健康福祉局保健医療部医療政策課長
 - 四 健康福祉局保健医療部薬務課長
- 第二十二条各号を次のように改める。

- 一 健康福祉局保健医療部薬務課長
 - 二 健康福祉局保健医療部薬務課の薬事に係るリーダー業務に従事する者
 - 三 健康福祉局保健医療部薬務課の製薬振興に係るリーダー業務に従事する者
- 第二十三条から第二十五条までを次のように改める。

（広島県登録販売者試験委員の任命）

第二十三条 薬事法施行細則（昭和三十九年広島県規則第七十一号）第七条第二項の規定により、次に掲げる職にある者及び業務に従事する者を、知事の部内の職員のうちから任命する委員として任命する。

- 一 健康福祉局保健医療部薬務課長

- 二 健康福祉局保健医療部薬務課の薬事に係るリーダー業務に従事する者
- 三 健康福祉局保健医療部薬務課の製薬振興に係るリーダー業務に従事する者

(広島県観光立県推進会議の委員の任命)

第二十四条 ひろしま観光立県推進基本条例(平成十八年広島県条例第七十三号)第二十四条第三項の規定により、商工労働局長の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する委員として任命する。

(広島県農業共済保険審査会の委員及び幹事の任命)

第二十五条 都道府県農業共済保険審査会規程(昭和十六年勅令第八百八十九号)第五条第一項の規定により、次に掲げる職にある者を、広島県農業共済保険審査会の委員として任命する。

- 一 総務局長
- 二 農林水産局長

2 都道府県農業共済保険審査会規程第九条第二項の規定により、農林水産局総務管理部団体检査課長の職にある者を、知事の部内の職員のうちから任命する幹事として任命する。

第二十六条中「農林水産部農水産振興局畜産振興室長」を「農林水産局農水産振興部畜産課長」に改める。

第二十九条第一項中「土木部長」を「土木局長」に改め、同条第二項第一号から第四号までを次のように改める。

- 一 危機管理監危機管理課長
- 二 農林水産局農林整備部農業基盤課農地整備室長
- 三 土木局土木整備部土木整備管理課道路河川管理室長
- 四 土木局土木整備部河川課長

第三十条中「空港港湾部の」を「土木局の」に、「空港港湾部長」を「土木局長」に改める。

第三十一条及び第三十二条中「空港港湾部長」を「土木局長」に改める。

第三十三条第一項中「都市部」を「都市局」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

- 一 総務局長
- 二 企画振興局長
- 三 環境県民局長
- 四 健康福祉局長
- 五 商工労働局長
- 六 農林水産局長
- 七 土木局長
- 八 土木局総務管理部長
- 九 都市局長
- 十 都市局都市技術総括監

第三十四条第一項中「都市部長」を「都市局長」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

- 一 環境県民局環境部環境保全課長
- 二 商工労働局産業振興部観光課長
- 三 土木局総務管理部土木総務課長
- 四 土木局土木整備部土木整備管理課道路河川管理室長
- 五 都市局都市事業管理課長

第三十五条各号を次のように改める。

- 一 都市局長
- 二 都市局都市技術総括監
- 三 農林水産局農水産振興部農業経営課長
- 四 農林水産局農林整備部森林保全課治山室長
- 五 都市局都市企画課長
- 六 都市局都市整備課長
- 七 都市局建築課長

第三十六条中「都市部長」を「都市局長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。